

令和4年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

令和5年12月
総務省行政管理局

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項に規定する独立行政法人等の全て（189法人）

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（令和5年3月31日現在）（87法人。法人名五十音順、法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構

- 別表第1に掲げる法人（令和5年3月31日現在）（102法人）

<特殊法人>（10法人。法人名五十音順）

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

＜認可法人＞（５法人。法人名五十音順）

外国人技能実習機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

＜国立大学法人＞（82法人。国立大学法人法（平成15年法律第112号）別表第一に掲げる順。法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。）

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、北海道国立大学機構、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、浜松医科大学、東海国立大学機構、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良国立大学機構、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

＜大学共同利用機関法人＞（４法人。国立大学法人法別表第二に掲げる順。法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。以下同じ。）

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

＜その他＞（１法人）

日本司法支援センター

（注） 令和５年度以降の独立行政法人等の組織改編については、本文末の別表参照。

Ⅲ 対象期間

令和４年４月１日から令和５年３月31日までの状況について、令和５年３月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は令和５年３月31日時点のものである。）

Ⅳ 調査の結果

１ 開示請求の件数

（１） 令和４年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表１のとおり9,133件であり、令和３年度に比べて599件減少している。

開示請求は、本部等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,062件（11.6％）が地方事務所等の情報公開窓口での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが9,097件（99.6％）、オンラインによるものが36件（0.4％）となっている。

各調査項目に係る法人別内訳については、資料１を参照（以下同じ。）。

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数	受付別			
		受付け		方法別	
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン
令和4年度 (比率)	9,133 (100)	8,071 (88.4)	1,062 (11.6)	9,097 (99.6)	36 (0.4)
令和3年度 (比率)	9,732 (100)	8,217 (84.4)	1,515 (15.6)	9,698 (99.7)	34 (0.3)

- (2) 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5法人の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5法人の件数及び主な内容

(単位：件)

法人名	開示請求件数	主な開示請求の内容
国民生活センター	3,642	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) にある消費生活相談情報 (3,639)
医薬品医療機器総合機構	1,105	医薬品・医療機器等の承認審査時の照会事項回答書 (703)
日本年金機構	792	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧 (443)
都市再生機構	767	工事の予定価格等に関する文書 (690)
水資源機構	708	ダム、水路等の建設及び管理に関する工事に係る設計書 (529)

(注) 各法人の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

令和4年度には、表3のとおり、8,542件の開示決定等がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが7,604件（89.0%）、不開示決定がされたものが938件（11.0%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが4,438件（52.0%）、一部を開示する決定がされたものが3,166件（37.1%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中には、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの（法第7条に基づく公益裁量開示）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、164件（1.9%）となっている。

表3 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	計	開示決定等			
		小計	開示決定		不開示決定
			全部を開示	一部を開示	
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,604 (89.0)	4,438 (52.0)	3,166 (37.1)	938 (11.0)
令和3年度 (比率)	8,833 (100)	8,003 (90.6)	4,345 (49.2)	3,658 (41.4)	830 (9.4)

(注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和3年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは164件（令和3年度は286件）である。

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同条第2項）。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている（法第11条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

令和4年度において開示決定等がされた8,542件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが7,251件（84.9%）、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが907件（10.6%）、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが381件（4.5%）となっている。

表4 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	開示決定 等件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの（法第10条第 2項）		期限の特例規定を 適用したもの（法 第11条）		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ たもの	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ たもの	期限を 超過し たもの	期限内に 決定がさ れたもの	期限を超 過したも の
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,251 (84.9)	2 (0.0)	907 (10.6)	1 (0.0)	381 (4.5)	0 (0.0)	8,539 (100)	3 (0.0)
令和3年度 (比率)	8,833 (100)	7,021 (79.5)	1 (0.0)	1,272 (14.4)	3 (0.0)	497 (5.6)	39 (0.4)	8,790 (99.5)	43 (0.5)

なお、期限までに開示決定等がされなかったものは、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが2件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが1件の計3件(0.0%)となっており、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものはなかった。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、法第11条の期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが1件みられ、延長手続が採られることなく開示請求があった日から30日が過ぎているもの及び延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎているものはなかった。

これらを法人別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表5、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表6のとおりとなっている。

関係法人では、期限までに開示決定等がされなかった理由について、不開示とすべき情報の精査やマスキング作業に想定以上の時間を要したこと、業務過多な状況にあったことなどを挙げている。また、再発防止策として、作業量に鑑みた適切な作業体制を確保する、スケジュール管理を徹底するなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、開示決定等の進行管理が徹底されるように努める。

表5 期限までに開示決定等がされなかったものの法人別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

法人名	件数
日本学生支援機構	1
日本芸術文化振興会	1
計	2

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

- ② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

法人名	件数
国立国際医療研究センター	1

(注) 事案の概要については、資料4を参照。

表6 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの法人別内訳

法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位：件)

法人名	件数
地域医療機能推進機構	1

(注) 事案の概要については、資料5を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案381件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは37件あった。

関係法人では、1年超を要した理由について、不開示情報が多岐にわたり、精査及びマスキング処理に時間を要したこと、対象文書の内容が膨大かつ複雑である複数の情報公開請求が同時期にあり、審査に要する業務量が多かったことなどを挙げている。

(注) 1年超を要したものの37件の概要については、資料6を参照。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表7のとおり、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表7 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	法人文書不存在	存否応答拒否	その他
令和4年度 (比率)	4,104	3,292 (80.2)	883 (21.5)	33 (0.8)	33 (0.8)
令和3年度 (比率)	4,488	3,777 (84.2)	769 (17.1)	69 (1.5)	23 (0.5)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」を100とした場合の比率である。

2 「その他」は、開示請求書における形式上の不備又は法の適用除外を理由とするものである（「その他」の内訳については下記ウ及び表9参照）。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの3,292件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの33件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するものの順になっている。

表8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		3, 292		33	
内訳	第1号 個人に関する情報	2, 507	(76. 2)	28	(84. 8)
	第1号の2 匿名加工情報等	2	(0. 1)	0	(0. 0)
	第2号 法人等に関する情報	1, 840	(55. 9)	5	(15. 2)
	第3号 審議、検討等に関する情報	121	(3. 7)	0	(0. 0)
	第4号 事務又は事業に関する情報	856	(26. 0)	4	(12. 1)
	イ 国の安全等に関する情報	6	(0. 2)	0	(0. 0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	54	(1. 6)	0	(0. 0)
	イ及びロ以外	828	(25. 2)	4	(12. 1)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は最上欄の件数を100とした場合の比率である。

ウ 表7の不開示理由の「その他」33件の内訳をみると、表9のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、法の適用除外を理由とするものがある。

なお、開示請求権の濫用を理由とするものはなかった。

表9 「その他」を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

	その他（合計）					法の 適用除外	開示請求権 の濫用
		形式上の不備					
		対象文書の特定不十分	その他				
令和4年度 (比率)	33	14	9 (64.3)	5 (35.7)	19	0	
令和3年度 (比率)	23	20	10 (50.0)	10 (50.0)	3	0	

(注) 1 1 件の決定において複数の事由に該当するものがあるため、「形式上の不備」の内訳の合計は、「形式上の不備」件数と一致しない場合がある。

2 「形式上の不備」の内訳欄の比率は「形式上の不備」件数を100とした場合の比率である。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができるとされ（法第14条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第14条第3項）。

令和4年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表10のとおり、法第14条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が781件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが721件あり、法第14条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）が1件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものはなかった。

表10 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	法第14条第1項に基づき意見書の提出の機会を付与（任意的意見聴取）				法第14条第2項に基づき意見書の提出の機会を付与（必要的意見聴取）			
	意見書の提出				意見書の提出			
	反対する旨の意見書				反対する旨の意見書			
			3項通知				3項通知	
令和4年度 （比率）	781 （100）	760 （97.3）	721 （92.3）	703 （90.0）	1 （100）	1 （100）	0 （0.0）	0 （0.0）
令和3年度 （比率）	861 （100）	848 （98.5）	805 （93.5）	779 （90.5）	0 （0.0）	0 （0.0）	0 （0.0）	0 （0.0）

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第14条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数である。

3 審査請求の件数と処理の状況

(1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和4年度には、表11のとおり、181件の審査請求が行われている。

表11 審査請求の件数

(単位：件)

	審査請求の件数
令和4年度	181
令和3年度	179

イ 審査請求の理由をみると、表12のとおり、不開示情報に該当することなどを理由とする不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求が最も多く、137件となっており、次いで、法人文書の特定に対する不服があるとする開示決定に対する審査請求が114件となっている。

表12 審査請求の理由

(単位：件)

	開示請求者からの審査請求		第三者からの審査請求		計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服、法人文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服等	137		—	137
開示決定に対する審査請求	法人文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	114	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	0	114
その他の審査請求	不作為に対する不服	65		—	68
	事案の移送、期限の延長に関する不服、決定内容に関わりのない事項に対する不服等	3			

(注) 1 件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表11の審査請求の件数とは一致しない場合がある。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた独立行政法人等は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る法人文書の全部を開示する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

令和4年度において独立行政法人等が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた181件及び令和3年度から持ち越された89件の計270件となっている。

この270件について、その処理状況をみると、表13のとおり、裁決が行われ処理済みとなっているものが84件（31.1%）、取下げが4件（1.5%）、処理方針を検討中である、審査会に諮問中であるなどにより令和5年度に処理を持ち越しているものが182件（67.4%）となっている。

表13 審査請求の件数と処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数			処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)			
		新規審査 請求件数	前年度か らの持ち 越し件数				処理方針の 検討中、審 査会への諮 問準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、裁 決の準備 中
令和4年度 (比率)	270 (100)	181	89	84 (31.1)	4 (1.5)	182 (67.4)	34 (12.6)	128 (47.4)	20 (7.4)
令和3年度 (比率)	271 (100)	179	92	114 (42.1)	8 (3.0)	149 (55.0)	17 (6.3)	129 (47.6)	3 (1.1)

(注) 1 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について裁決の準備をしているものを含む。

2 令和3年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を令和4年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和4年度の「前年度からの持ち越し件数」と令和3年度の「処理中（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない場合がある。

(3) 裁決の状況

ア 令和4年度に処理済みとされた84件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが68件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの（審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がなかったもの）が16件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものが51件（60.7%）、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（審査請求の認容又は一部認容）が計20件（23.8%）、審査請求が不適法であるとして却下したものが13件（15.5%）となっている。

なお、令和4年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の裁決を行った例はみられなかった。

表14 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	3	—	13	0	16
審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	51	9	8	—	0	68
計 (比率)	51 (60.7)	12 (14.3)	8 (9.5)	13 (15.5)	0 (0.0)	84 (100)

(注) 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」には諮問を取り下げたものを含む。

イ 審査請求を受けてから裁決をする日までの期間をみると、表15のとおり、2年を超える期間を要したものが1件（1.2%）となっている。

表15 審査請求を受けてから裁決するまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	1年以内	1年超 2年以内	2年超
令和4年度 (比率)	84 (100)	61 (72.6)	22 (26.2)	1 (1.2)
令和3年度 (比率)	114 (100)	68 (59.6)	23 (20.2)	23 (20.2)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、審査請求事案はできる限り速やかに処理されることが求められており、審査会に諮問すべき事案は速やかに諮問される必要がある。

令和4年度に審査会に諮問した134件について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表16のとおり、90日を超えているものが1件（0.7%）となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの34件について、審査請求を受けてからの期間をみると、既に90日を経過しているものが13件（38.2%）となっている。

表16 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、％)

	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		うち審査請求を受けて から審査会に諮問する までに90日超を要した もの		うち審査請求を受けて からの経過日数が90日 を超過しているもの
令和4年度 (比率)	134 (100)	1 (0.7)	34 (100)	13 (38.2)
令和3年度 (比率)	89 (100)	9 (10.1)	17 (100)	7 (41.2)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した1件、及び調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を超過している13件を、法人別にみると、表16-①及び表16-②のとおりとなっている。

関係法人では、これらの理由について、審査請求書の記載内容が明確でなく、確認及び補正の準備に時間を要したこと、補正に対する回答がなかったが業務多忙のため追加の確認を行っていなかったことなどを挙げている。また、再発防止策として、情報公開部局においても進行管理を徹底する、関係部局と連携し、効率的に確認を行うなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表16-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

法人名	件数
旭川医科大学	1

(注) 事案の概要については、資料7を参照。

表16-② 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(単位：件)

法人名	件数
医薬品医療機器総合機構	1
国立循環器病研究センター	9
愛媛大学	3
計	13

(注) 各事案の概要については、資料8を参照。

エ 審査会の答申を受けて行う裁決についても、上記ウと同様に速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表17のとおり、審査会の答申を受けて令和4年度に裁決を行った68件のうち、60日を超えているものはなかった。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である36件のうち、60日を超えているものは3件となっている（8.3%）。

表17 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

（単位：件、%）

	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから 裁決まで60日超を要し たもの		うち答申を受けてから の経過日数が60日を 超過しているもの
令和4年度 (比率)	68 (100)	0 (0.0)	36 (100)	3 (8.3)
令和3年度 (比率)	93 (100)	14 (15.1)	3 (100)	0 (0.0)

調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過している3件を法人別にみると、表17-①のとおりとなっている。

関係法人では、これらの理由について、対象文書が著しく大量であり、答申内容の精査及び裁決の方針の検討等に時間を要したこと、他の業務が繁忙であり、かつ、複数の審査請求を同時に処理しており、検討等に時間を要したことなどを挙げている。また、再発防止策として、複数人で進行管理を行う、担当者間及び関係課室において事案の処理状況、処理期限等を共有するなどとしている。

総務省は、これらの事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

表17-① 調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日を超過しているもの

（単位：件）

法人名	件数
医薬品医療機器総合機構	1
日本司法支援センター	2
計	3

（注）各事案の概要については、資料9を参照。

（４）審査会における審査状況

審査会では、表18のとおり、令和4年度に新たに諮問を受けた131件及び令和3年度からの持ち越し事案62件の計193件から、途中で取り下げられた2件を除いた191件の諮問事案に対し、81件の答申を行っている。この81件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した独立行政法人等）の開示・不開示の判断を妥当としたものが59件（72.8%）、一部妥当でないとしたものが10件（12.3%）、妥当でないとしたものが12件（14.8%）となっている。

表18 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	新規諮問 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	計	答申件数	答申類型			取下げ 件数	次年度 に持ち 越した 件数
					諮問庁の判断は 妥当であるとし たもの	諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 妥当でないとし たもの		
令和4年度 (比率)	131	62	193	81 (100)	59 (72.8)	10 (12.3)	12 (14.8)	2	110
令和3年度 (比率)	92	48	140	73 (100)	54 (74.0)	17 (23.3)	2 (2.7)	5	62

- (注) 1 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合等があるため、表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」、表16の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」とは一致しない場合がある。
- 2 答申類型は、原則として諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。
- 3 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会が取りまとめた数値による。

4 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされており（法第17条第3項）、全ての独立行政法人等が手数料の減額の定めを設けている。

この手数料の減免制度により、令和4年度には、表19のとおり、5件の申請があり、このうち3件について減免がされている。

表19 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	法第17条第3項による減免						
	申請件数	減 免			減免を認 めなかつ たもの	審査中	取下げ
			生活保護	その他			
令和4年度	5	3	1	2	2	0	0
令和3年度	10	2	1	1	8	0	0

(別表)

○ 調査対象期間（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）後における独立行政法人等の組織改編

旧法人名	異動	新法人名
—	令和５年４月１日 設立	福島国際研究教育機構

（注）本表は、令和５年１２月１８日現在で把握している状況を記載している。